

# 福岡市障がい者支援アプリ構築等業務委託

## 提案競技募集要項

【別紙】

別紙1 仕様書  
別紙2 評価項目表

【様式】

様式1 質疑書  
様式2-1 提案競技参加申込書  
様式2-2 委任状  
様式2-3 誓約書  
様式2-4 役員名簿  
様式2-5 共同事業体協定書  
様式2-6 共同事業体連絡先一覧  
様式3 同種または類似業務の実績表  
様式4 提案競技参加辞退届

## 1 件名

福岡市障がい者支援アプリ構築等業務委託

## 2 事業概要

障害者による情報取得及び意思疎通の促進を図るため、令和4年5月25日施行の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障がいのある方が必要な情報やサービスをいつでも利用できる環境整備が求められている。

現状では、ホームページ等の情報提供手段があるものの、利用者にとって必要な情報を容易に見つけることが難しい状況である。

このため、障がいのある方やその支援者が、障がい福祉サービスに関する情報へ迅速かつ的確にアクセスできる専用支援アプリを導入し、情報格差の解消とサービス利用の促進を図るもの。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 総事業費

上限額 8,888千円(消費税及び地方消費税含む)

## 5 委託内容

別紙1「福岡市障がい者支援アプリ構築等業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

## 6 提案内容

提案に当たっては、別紙2「評価項目表」、事業概要や業務目的、仕様書の趣旨等を十分に踏まえ、下記の項目について、提案者の持つ知識や経験等を最大限に活かした提案とし、「事業提案書」により提案すること。なお、1事業者1提案とし、1事業者から複数の提案は不可とする。

仕様書に示す要件について、提案内容が当該要件と異なる場合であっても、提案者から合理的な代替案が示され、当該代替案が本市の求める目的・機能・水準に照らして同等以上であると本市が判断した場合には、当該要件を満たすものとして評価する場合がある。

### (1) 障がい者支援アプリの構築(システム構成・機能)、普及・啓発、運用・保守等

- ・ 構築方針を理解し、適切かつ必要な構成、機能を備えていることを具体的に分かりやすく明示すること。さらに、仕様書記載の機能等のほか、利用者及び管理者の利便性等を向上させる効果的な機能等を提案できる場合は記載すること。
- ・ スマホ操作が苦手な障がい者やその支援者を含め、幅広い世代の利用者及び管理者にとって分かりやすく、使いやすいデザイン(UI/UX)であることが具体的に分かるようデザイン案を示すこと。
- ・ 想定する利用者等の規模を十分に管理しうることやセキュリティ対策等を適切に講じることが分かるよう明示すること。
- ・ 想定するリスクと、そのリスクに対する具体的な対応策を示すこと。

- ・普及・啓発及び運用・保守について、仕様書の記載内容が適切に実施できる内容であることを具体的にわかりやすく明示すること。
- ・その他、本業務の受託に際し、特に留意すべき事項や本業務の目的等に照らし追加すべき提案があれば、明確かつ詳細に記載すること。

## (2) スケジュールおよび実施体制等

本業務を適切に遂行するための作業スケジュールを基本機能および追加機能ごとに具体的に示すとともに、本業務を効率的に遂行するための提案者の開発体制・運用保守体制及び福岡市及び受託者の作業項目、作業量及び役割分担を示し、可能な限り具体的に記載すること。

### 【スケジュール】

(1) 募集開始(市 HP 掲載)	令和8年 3 月 27 日(金)
(2) 質疑書提出締切	令和8年 4 月 9 日(木)17時必着
(3) 参加申込書締切	令和8年 4 月 23 日(木)17時必着
(4) 提案書等提出締切	令和8年 5 月 7 日(木)17時必着
(5) プレゼンテーション等実施日	令和8年 5 月 21 日(木)【予定】
(6) 最優秀提案者決定	令和8年 5 月 22 日(金)【予定】
(7) 契約締結	令和8年 6 月 1 日(月)【予定】

## 7 参加資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければこの提案競技に参加することはできない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/keiyaku\\_hp/law\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html)

- (3) この提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税、消費税及び地方消費税に係る徴収金を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(6) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

(7) 共同提案の場合は、各共同提案者が(1)～(6)を全て満たし、本提案競技への単独または他提案者との共同提案者との共同提案を行っていないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

## 8 質疑

提案を行うにあたり、疑義が生じた場合は、質疑書(様式1)に記載の上、提出すること。

### (1) 提出方法

令和8年4月9日(木)17時までに「15 問い合わせ・提出先」へ電子メールで提出

※メールの件名は「【提案競技質問】御社名」とすること。

### (2) 回答

回答は、原則、質問受付期限後の5営業日以内に提案競技参加申込者全員(担当者)へ電子メールにより送付する(提案競技参加申込以前の質問及び回答内容については、提案競技参加申込書受領後に担当者へ電子メールにより送付する)。

## 9 提案競技参加申込

本提案競技に参加する事業者は、応募資格確認及びプレゼンテーション等の時間・場所を設定するため、下記のとおり参加申込を行うこと。

### (1) 提出書類(各1部)

以下の書類のうち、③～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に記載されている者であり、当該記載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～⑨の提出を免除する。

また、共同事業体で応募する場合は、②～⑨について代表者及びすべての構成員の書類を提出すること。

① 提案競技参加申込書(様式2-1)

② 会社概要(様式任意、パンフレット等も可)

③ 登記事項証明書(法人の場合)

※法務局発行の現在事項全部証明書を提出してください(履歴事項全部証明書でも可)。

④福岡市税に係る徴収金に滞納がないことの証明

(福岡市内に事業所が無い場合は、本社所在地の市区町村が発行する証明)

⑤消費税及び地方消費税に係る徴収金に滞納が無いことの証明

⑥委任状(様式2-2)

※この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合、提出すること。

⑦誓約書(様式2-3)

⑧役員名簿(様式2-4)

※代表者及び役員(委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

※この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することを使用する。

※役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨直近の決算2年分の財務諸表の写し

※法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

⑩ 共同事業体協定書(様式2-5)

※共同事業体で応募するのみ提出すること。

⑪ 共同事業体連絡先一覧(様式2-6)

※共同事業体で応募するのみ提出すること。

## (2) 提出期限

令和8年4月23日(木)17時必着

(持参の場合は、土日・祝日を除く10時から17時までの間に提出すること)

※期限以降の提出は一切受付しないため、注意すること。

## (3) 提出方法

持参、郵送(必着)または電子メールアドレス。郵送の場合は特定記録または簡易書留とすること。

## (4) 提出場所

「15 問い合わせ・提出先」に示す住所または電子メールアドレス。

電子メールの場合、標題は、「【福岡市障がい者支援アプリ構築等業務委託】提案競技への参加申込(提案者名)」とすること。なお、念のため「15 問い合わせ・提出先」に示す電話番号に連絡すること。

## (5) 参加資格の審査

提案者が「8 参加資格」の事項を満たしているかを審査する。

## (6) 参加資格の通知

令和8年4月24日(金)17時までに、参加申込書に記載された担当者(以下「担当者」という。)宛てに電子メールで連絡する。

## 10 事業提案書等の提出

### (1) 提出書類

- ・下記①～②を一つにまとめて提出すること。
- ・公平な審査を期すため、提案者が分からない状態で審査を行う。そのため、全般にわたって、事業者名が分かるような記載は一切しないこと。

#### ① 事業提案書

- ・A4サイズ(横向き)、20枚以内(表紙、目次を除く)(表紙の次に目次、それ以降のページに1からページ番号を記載)、片面印刷、ホチキス左肩どめとすること。
- ・当該事業と同種又は類似業務の実績がある場合は、同種又は類似業務の実績表(様式3)を1部提出すること。

#### ② 見積書

- ・A4サイズ、積算内訳まで記載すること。
- ・以下の4項目の金額がわかるように明示すること。  
(1)アプリ構築(基本機能) (2)アプリ構築(追加機能) (3)普及・啓発 (4)運用・保守
- ・事業者名、押印なしとすること。

※見積書については、事業提案書と一つにまとめたものとは別に、事業者名を記載し、代表者印を押印したものを1部提出すること。

※「4 総事業費」に記載された額を超える提案は不可

### (2) 提出部数

- ① 持参または郵送で提出の場合、正本1部と副本6部を提出すること。
- ② 電子メールで提出の場合、正本の電子データ(PDF)と副本の電子データ(PDF)をそれぞれ提出すること。

正本の表紙には、あて名「(あて先)福岡市長」、標題「福岡市障がい者支援アプリ構築等業務委託」、提出年月日、提案者名(企業名)及び担当窓口(担当部門、担当者、連絡先、電子メールアドレス)を記載すること。

副本の表紙には、標題「福岡市障がい者支援アプリ構築等業務委託」と提出年月日のみを記載すること。提案者名、担当窓口は記載しない。

※大容量ファイル転送サービス等を使用せず、PDFの添付などで提出すること。なお、PDFの添付での提出ができない場合には、「15 問い合わせ・提出先」に示す電話番号に連絡すること。

### (3) 提出期限

令和8年5月7日(木)17時必着

(持参の場合は、土日・祝日を除く10時から17時までの間に提出すること)

※期限以降の提出は一切受付しないため、注意すること

### (4) 提出方法

持参、郵送(必着)または電子メールアドレス。郵送の場合は特定記録または簡易書留とすること。

### (5) 提出場所

「15 問い合わせ・提出先」に示す住所または電子メールアドレス。

電子メールの場合、標題は、「【福岡市障がい者支援アプリ構築等業務委託】提案書の提出(提案者名)」とすること。なお、念のため「15 問い合わせ・提出先」に示す電話番号に連絡すること。

## (6) 参加の辞退

提案参加申込書を提出した後で、参加を辞退する場合は、「15 問い合わせ・提出先」に示す住所または電子メールアドレスへ提案競技参加辞退届(様式4)を提出すること。

## 11 プレゼンテーション

事業提案書等の提出のあった事業者を対象に、以下のとおりプレゼンテーション(提案内容の説明及びヒアリング)を行う。本提案競技に参加する事業者は、必ず出席すること。出席しない場合は、失格とする。

なお、プレゼンテーションは契約を締結した場合に当該事業を主に担当する者が行うこと。

### (1) 実施日 令和8年5月21日(木)(予定)

※集合時間は、別途事業者ごとに通知する。

### (2) 場 所 福岡市役所内会議室(福岡市中央区天神1丁目8-1)(予定)

### (3) 方 法 ・ 各参加者によるプレゼンテーション 20 分、質疑応答20分(予定)

・ 提出した事業提案書のみを使用することとし、追加資料は不可とする。

・ 参加者が1団体の場合でも、プレゼンテーションを行う。

### (4) その他 出席者は、1事業者3名以内とする。

## 12 評価方法及び最優秀提案者の決定方法とその後の手続き

### (1) 評価方法及び最優秀提案者の決定方法

別紙2「評価項目表」の評価項目により選定委員会が評価を行い、最も得点の高い提案者を最優秀提案者とする。

### (2) 配点

別紙2「評価項目表」のとおりに

### (3) 合計点の最低基準について

合計点に関して全評価委員の平均点数が満点の120点の6割(=72点)に達しない場合には、最上位者であっても最優秀提案者とししない。

### (4) 最優秀提案者決定後の手続き

最優秀提案者と提案内容に基づく契約内容詳細を定めた委託仕様書を作成のうえ、最優秀提案者を相手方とした契約に係る協議を行う。委託仕様や価格等については、提案内容から一部変更を求めることがある。

これら最優秀提案者との協議において合意に至らなかった場合には、次点の提案者と契約交渉を行うことがある。なお、採用取り消しに伴う補償等は一切行わないものとする。

## 13 提出書類の取り扱い

### (1) 事業提出書の提出後においては、記載された内容の変更・追加は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合は、この限りでない。

- (2) 提出された書類は、一切返却しない。なお、提出された書類は、契約に至った場合に活用するほか、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (3) 提出された事業提案書は、業者選定の事務に限り複写(出力含む)する場合がある。
- (4) 採用された提案は、福岡市との協議の上、内容の変更を求められることがある。
- (5) 提出された提案書は、業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (6) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (7) 提案書の著作権は提案者に帰属する。
- (8) 提案書を含む提出物について、情報公開請求があった場合は、福岡市情報公開条例第 7 条に掲げる非公開情報を除いて提案書の全部または一部を公開するものとする。

#### 14 契約

- (1) 選考委員会において事業実施に最もふさわしい事業者を決定した場合、速やかに契約に関する協議を行い、業務委託契約を締結する。
- (2) (1)の契約締結に至らなかった場合は、次点の事業者と契約に関する協議を行い、業務委託契約を締結することがある。

#### 15 問い合わせ・提出先

福岡市福祉局障がい者部障がい企画課 担当:一瀬、島田

住 所 〒816-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

TEL 092-711-4248

FAX 092-733-4818

E-Mail s-kikaku.pwb@city.fukuoka.lg.jp

#### 16 その他留意事項

- (1) 提案にかかる費用は、参加者が負担するものとする。
- (2) 提出された事業提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 審査結果に関する質問には、一切回答しない。
- (4) この委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。
- (5) 本資料(添付資料含む)は、提案競技に参加するためのみ使用できるものとし、ほかの目的のために使用することを禁止する。
- (6) 本委託業務の全部または主たる部分を第三者に再委託することは禁止する。
- (7) 本委託業務の契約に際しては、受託者は契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金額を納付しなければならない。ただし、福岡市契約事務規則第 25 条に該当する場合は、契約保証金を免除することがある。

- (8) 本委託の成果物及び成果物に使用するデータの著作権は、福岡市に帰属する。福岡市は作成したデータを活用し、自ら、または受託者や受託者以外の事業者に委託し、修正や再編集などの必要な加工や印刷、他自治体への提供等を行うことができる。ただし提案者等の独自技術の使用等により成果物の改変等ができない場合は、提案書に記載すること。
- (9) 条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがある。
- (10) 令和9年度以降は、前年度の業務の履行状況が良好であり、かつ、発注者が必要と認めた場合に限り、当該年度の予算措置額を上限として、当該年度の相手方と特命随意契約を行うことがある。